

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森 次 茂 廣

被告

第18準備書面

令和4年11月24日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士

同

同

(担当) 同

第1 サイレントロボのソースコードは乙23号証ではなく、原告のソースコードを利用していると考えられること

1 依拠性の反証として平成16年2月16日版のソースコードを提出したという被告の主張が信用できないこと

(1) 被告は、令和4年2月10日付け意見書において、「乙23号証は、依拠性の反証として、原告が主張する複製権侵害時点よりも以前の、サイレントロボを製作した当初の平成15年、16年頃のプログラム（乙23）として提出している（原告が主張する

複製権侵害時点よりも後に制作された現在のサイレントロボのプログラムは、依拠性の反証になり得ないため)。』と主張している。

もつとも、被告は令和4年10月13日付け準備書面19において、乙23号証以降のソースコードの変遷を主張しているところ（準備書面19の7頁）、これによると乙23号証の最後の修正は平成17年2月6日である。

原告が本件プログラム3を納品したのは平成17年4月30日であるため（訴状6頁、甲7）、被告の上記ソースコードの変遷に関する主張を前提とするならば、原告が本件プログラム3を納品する前に乙23号証の最後の修正がなされている。そうすると、依拠性の反証として被告がわざわざ過去の平成16年2月6日版のソースコードである乙23号証を提出しなければならない理由はない。被告が依拠性の反証のために平成16年2月6日版のソースコード（乙23）を提出したという主張は信用できない。

- (2) 被告は、「同号証17頁以下のソースコードが、現在、サイレントロボで実際に実行されているソースコードであり、乙23号証1頁目乃至16頁目までのソースコードは、同号証17頁目以降のソースコードが制作される過程のものである。」（令和4年2月4日付け準備書面14 1頁）と述べており、第17準備書面で述べたとおり被告が不自然かつ不合理な弁解を行っていること、かつ(1)を踏まえると、被告は現在サイレントロボに実装しているものとして乙23号証を提出していると考えるのが自然である。そのため、被告の「乙23のソースコードは平成16年2月6日時点のものであり・・・開発途中バージョンであるため

一部の機能は実装されていない」（令和4年9月9日付け準備書面18 16頁、40頁）、「乙4（サイレントロボカタログ）は現行機のカタログであるため、乙23のソースコードには無い機能が記載されている。」（同準備書面18 40頁）等の主張は信用できない。また、令和4年10月13日付け準備書面19の1頁によれば、「乙23のソースコードの騒音計は、NL-14であって、NL-21ではない」とのことだが、上記（1）を踏まえるとこの点は現在稼働している乙23号証が仕様書通りの機能を備えていないことを主張しているに過ぎず、乙23号証がサイレントロボのソースコードではないことを裏付ける。

2 被告が被告版プログラム3をサイレントロボのソースコードとして使用しているものと思われること

（1）甲8号証の2がサイレントロボの仕様書及びカタログ（乙3、乙4）の機能を備えていること

ア チャンネル数について

サイレントロボの仕様書（乙3）では、プログラムの仕様（乙3 11頁）として「取り込みチャンネル数 騒音1ch 振動レベル3ch AD変換にて収録」と記載がある。また、カタログ（乙4）では、振動レベル計の仕様として「LV-Z」、「LV-X, Y」、「3方向振動ピックアップ」の記載があることから、サイレントロボの測定チャンネル数が4チャンネルを前提としているにもかかわらず、乙23号証の測定チャンネル数が2となっていることはこれまで第9準備書面、第11準備書面2頁、第13準備書面（1頁乃至2頁、3頁乃至5頁）、第14準備書面、第16準備書面で指摘しているところである。

他方、本件プログラム3と酷似する被告版プログラム3（甲8の2）は、画面デザイン上「騒音、振動X、振動Y、振動Z」の4つの波形でグラフを表示するようになっている（乙9号証5頁「Copy」上段のグラフ）。

また、甲9号証3頁右上「Copy」の「設定」と記載された画面では、以下の図のとおり、トリガーレベル、グラフ表示、変換レンジ、警報管理値がそれぞれ4つのデータに対して設定可能となっており、この点からも甲8号証の2が4チャンネルを前提としていると考えられる。

Copy

設定

トリガーレベル

測点1 100 V (dB)

測点2 100 V (dB)

測点3 100 V (dB)

測点4 100 V (dB)

時間平均時間

1分間隔

5分間隔

10分間隔

180分間隔

時間平均の種類

時間率変動レベルLmax[dB]

時間率変動レベルL10[dB]

グラフ表示

測点1 CH1 60 dB

測点2 CH2 60 dB

測点3 CH3 60 dB

測点4 CH4 60 dB

グラフ表示オプション

上書きプロット

管理値オーバーは非表示

(時でクリア)

生データ取得情報

サンプリング時間[s] [Text1]

プリトリガ秒数[s] [Text1]

取得秒数[s]
(フリガカ含む) [Text1]

最大データ個数は
100000まで

変換レンジ

測点1 100 dB

測点2 100 dB

測点3 100 dB

測点4 100 dB

警報管理値

	2次管理値(赤)	1次管理値(黄)
測点1	999 dB	999 dB
測点2	999 dB	999 dB
測点3	999 dB	999 dB
測点4	999 dB	999 dB

警報を表示させない

連続管理値オーバーで警報
警報Eメールを送る

測点No.

測点 [Text2] (0-9, (は番号なし)
0→200509.csv
1→1_200509.csv)

Maxデータ転送ディレクトリ [Text1]

OK キャンセル

また、甲8号証の2のソースコードでは、125頁37行で以下の図のとおり「gMaxChNo = 3」と記載されており、チャン

ネル番号である 0 乃至 3 を測定する設定となっていることから、4 チャンネルであると分かる。

```
CNDR Databirectory
' gMaxChNo = 5
  gMaxChNo = 3
  BeforeDatetime = Date & Format(Time, " hh:nn")
```

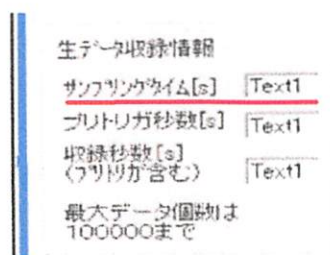
なお、被告会社HP内にあるサイレントロボの説明にも、「振動センサー 振動ピックアップ X、Y、Z 方向の振動レベルを測定します。」と記載されており（甲 4 5）、4 チャンネルを前提としていることから、注文があれば 4 チャンネルとするというような記載もない。

以上より、被告版プログラム 3 は、サイレントロボの仕様書やカタログ（乙 3、乙 4）と同様に 4 チャンネル設定で作成されている。

イ サンプルングタイムが一致していること

サイレントロボのカタログ（乙 4）では、仕様の箇所で「10 Hz サンプルング」と記載されているため、本来であればサンプルングピッチはすべて 100 ms でなければならないところ、乙 2 3 号証はサンプルングピッチを 90 ms としており、仕様を満たしていないことは被告も認めるところである。

そして、被告版プログラム 3（甲 8 - 2）では、以下の図のとおり（甲 9 3 頁）、設定画面上サンプルングタイムを 0.1 秒～1 秒（10 Hz～1 Hz）自由に設定することができる。



そのため、0.1 s と設定した場合、すべて100 ms のサンプリングタイムとなり、正確に10 Hzでのサンプリングを行うことができる。

サイレントロボの仕様書（乙3 11頁）では、「サンプリングタイム 0.1 SEC～1 SEC 任意設定可能」と記載されており、かつカタログ（乙4）では仕様の箇所で「標準 10 Hz サンプリング（全データ保存）」とされており、被告版プログラム3はサイレントロボの仕様書及びカタログと整合している。

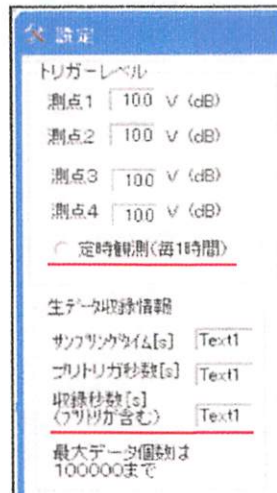
また、甲8号証の2の53頁16行目乃至22行目で、以下の図下線部のとおりサンプリングタイムを設定している

```
If MstData.SampSec <= 0.001 Then
  AcxAiol.UnitFreq = 1
  AcxAiol.Frequency = 1 / MstData.SampSec / 1000
Else
  AcxAiol.UnitFreq = 0
  AcxAiol.Frequency = 1 / MstData.SampSec
End If
```

ウ 収録時間の一致（全データ保存となっていること）

被告も認めているとおり、乙23号証には、1時間に10秒間（100回分）の欠測がある状況である。

一方、被告版プログラム3は、以下の図のとおり設定画面のトリガーレベル内の定時観測（1時間毎）の設定と生データ収録情報内の収録秒数を3600とすることで、全データを連続的に保存することが可能となる。



したがって、仕様書（乙3 11頁）の「連続記録保存」、カタログ（乙4）「全データ保存及び全時間帯」の仕様を充足する。

また、甲8号証の2の3頁12行目乃至4頁23行目で配列 `DataKine` に記憶した測定データをファイルに出力できるようになっている。

エ 毎正時処理及びデータ保存の一致

被告も認めているとおり、乙23号証では、連続データを保存するコードが存在しないところ、被告版プログラム3（甲8-2）では、4頁24行目乃至11頁にかけて、統計処理が行われている。

4頁40行目あたりには、`Lmax`抽出、`L10`抽出とコメントが記載されており、プログラム関数では、「`Public Function MaxData(ByVal vCh As Integer)`」（甲8-2 11頁31行）、「`Public Function L05Data(ByVal vCh As Long)`」（甲8-2 11頁34行）、「`Public Function L10Data(ByVal vCh As Long)`」（甲8-2 11頁4行）があり、毎正時処理が行われて

いる。

また、甲 8 号証の 2 の 1 2 0 頁 1 2 行目乃至 4 3 行目にかけて、保存処理が行われており、統計処理で得られた結果を日付から作成されたファイル名に保存している。

よって、甲 8 号証の 2 は仕様書やカタログで想定されている機能を実現することができている。

(2) 被告のサイレントロボ導入実績一覧表について

被告のサイレントロボ導入実績一覧表（甲 4 6）を提出する。これによれば、被告はサイレントロボを 2 0 0 5 年（平成 1 7 年）から導入している。そして、2 0 1 2 年（平成 2 4 年）にはサイレントロボを岡山県倉敷市へ導入していることが分かる（甲 4 6 4 頁目 7 7 番）、第 1 4 準備書面、第 1 6 準備書面、第 1 7 準備書面で述べたとおり、被告版プログラム 3 は平成 2 4 年頃倉敷警察署に納品されていると考えられる（甲 4 3）。このタイムスタンプの時期（甲 4 3）と上記サイレントロボの納入時期が重なること、上記（1）のとおり被告版プログラム 3 は仕様書やカタログ（乙 3、乙 4）の条件を充足していることから、被告はサイレントロボのソースコードとして被告版プログラム 3 を利用した上で顧客に納品していたと考えられる。

(3) 被告提出の乙 4 3 号証に「風向風速計」、「風向・風速用 P C」の記載があり、本件 P C 倉敷警察署のフォルダ（甲 4 3）に被告版プログラム 4 が納められたフォルダがあること

上記のとおり、倉敷警察署新築工事のシステム図（乙 4 3）には、「風向風速計」、「風向・風速用 P C」の記載があり、当該工事にあたって風向や風速の監視を行っていたと考えられる。また、

本件PC倉敷警察署のフォルダには、「ObserveWind」、
「ObserveWind(20091207)」等の記載があり（甲43）、当該フォルダには被告版プログラム4（「ObserveWind.exe」、
「ObserveWind2.exe」が保存されていることから（甲48）、乙43号証の記載と一致している。そうすると、被告は「倉敷警察署」のフォルダに保存されているファイルを倉敷警察署新築工事のために納品したと考えられ、当該ファイルに併せて保存されていた被告版プログラム3を倉敷警察署に納品した（サイレントロボのソースコードとして使用していた）と考えられる。

（4）小括

以上より、被告は、サイレントロボの仕様書やカタログ記載事項を満たす被告版プログラム3をサイレントロボのソースコードとして使用していたものと考えられ、上記導入実績一覧表（甲46）では被告がサイレントロボを平成17年から導入していることからすると、被告は原告が本件プログラム3を納入した後に本件プログラム3を利用してサイレントロボを作成したものと考えられる。

よって、被告は原告の複製権、同一性保持権、氏名表示権を侵害している。

第2 本件プログラム3及びサイレントロボに関する今後の進行について
前回、裁判所から文書提出命令やサイレントロボのソースコードの
検証等含め今後の進行に関して原告側で検討するようご提案があった。被告は乙23号証を現在実装されているソースコードと主張しており、そのソースコードの欠陥について認めているところであるから、乙23号証の検証を行う必要はないと考える。

上記第1で述べたとおり、乙23がサイレントロボのソースコードであるとの被告の主張には不合理不自然な点が多く採用することができない。被告から後記第5の求釈明に対する回答を求めた上、文書提出命令手続を進めて頂きたい。

第3 訴状の訂正

訴状第2の5(2)ア(10頁2行目乃至4行目)について、「被告版プログラム4のタイムスタンプが2009年4月16日付け、同年7月3日付け及び同年11月26日付けとなっていること」と記載している部分について、誤記があったため「2009年11月28日付け、同年12月2日付け及び同年12月7日付けとなっていること」に修正する(甲48)。

第4 本件プログラム5について

本件プログラム5について、被告PCに保存されている被告版プログラム5のタイムスタンプの画像を提出する(甲49)。画像上タイムスタンプは2つ記載されているが、本件プログラム5は開発用テスタープログラムであり、パソコンに複製した回数を複製権侵害の数としているため、複製権侵害は訴状記載のとおり4回である。

第5 求釈明

原告は、以下の点について被告に釈明を求める。

- 1 令和4年2月4日付け準備書面14の1頁には「同号証17頁以下のソースコードが、現在、サイレントロボで実際に実行されているソ

ソースコードであり、乙23号証1頁目乃至16頁目までのソースコードは、同号証17頁目以降のソースコードが制作される過程のものである。」とある。この意味は、いろいろ経過はあったが、現時点（令和4年2月4日）のサイレントロボに搭載されているソースコードは乙23の17頁以下に記載されているものである、という趣旨ではないのか。そうでないとすると、どのような意味か。

2 上記1の主張と令和4年9月9日付け準備書面18の16頁記載の「乙23のソースコードは平成16年2月6日時点のものである」との主張に齟齬はないのか。

3 被告は、乙23では仕様書やカタログ（乙3、乙4）で想定されている機能が発揮できない事実を認めた上、一部については乙23が平成16年2月6日版であるためであり、被告においてソースコードをその後修正したことにより実装等されたとの趣旨の主張をしている。ところで、原告は、令和3年7月27日付け第9準備書面以降、複数回にわたり乙23ではサイレントロボの仕様書やカタログに記載されている機能を発揮できない旨を指摘している。原告のこの指摘に対し、被告は種々の反論を行っているが、乙23が開発途上のソースコードであるためとの主張は行っておらず、この主張を始めたのは、原告が乙23の不備を指摘して1年以上を経過した令和4年9月9日のことである（準備書面18）。被告が上記の反論を行うのになぜ長期間を要したのかその理由を説明されたい。

4 サイレントロボのソースコードとしてなぜ不備のある乙23を提出したのか。なお、被告は「原告が主張する複製権侵害時点よりも後に制作された現在のサイレントロボのプログラムは、依拠性の反証になり得ない」と主張しているが、この主張が理由のないことは上記第1・

1で述べたとおりである。

以 上